

新gTLDにおける商標権保護

2009年7月23日

ICANN報告会

JPNIC 丸山直昌



社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

Copyright © 2009 Japan Network Information Center

これまでのTLDにおける「商標権保護」

- 予約語(登録商標の)
- 商標権者による優先登録(Sunrise)
- UDRP

商標保護のIRT(実装勧告チーム)の結成

IRT: Implementation Recommendation Team

- 商標権保護に関する懸念を検討するために3月6日の理事会で設置が決まった
- GNSO IP部会に対して、「実装勧告チーム」の召集を依頼している
- 2009年4月24日までに報告書案を提出するよう指示

IRT結成までの経緯

- 2005/12 GNSOにおいて New gTLD PDPを開始
- 2007/9/7 GNSO Final report
- 2008/6/26 **理事会でGNSO final reportを受諾を決定**
- 2008/10/24 Draft Application Guidebook **第1版**
 - 10/24-12/15 意見募集期間
- 2009/2/18 Draft Application Guidebook **第2版**
 - 2/19-4/13 意見募集期間
- 2009/3/6 **IRT結成を理事会決議**
- 3/26 **IRTメンバー発表**

理事会からGNSOを飛び越して直接IP部会に指示を出しているところが奇異に見える。このような決断を理事会がした理由の詳細は不明

IRTの活動

- 3/26 IRTメンバー発表
- 4/1, 2 IRTワシントン会合
- 4/24 IRT報告書案公開(5/24まで意見募集)
- 5/11-13 IRTサンフランシスコ会合
- 5/29 IRT最終報告書公開(6/29まで意見募集)
- 6/24 ICANNシドニー会合で説明セッション

IRTの勧告内容

- IP Clearinghouse
 - 商標権者からの申請(有料)によって作成されるデータベース。すべての新gTLD運用者(及びレジストラ)によって利用される。
- Globally Protected Marks List (GPML)
 - ある数以上の各国の商標登録機関に登録されている商標のリスト(かつて失敗に終わった「著名商標リスト問題」の再現に見える)
 - トップレベル名、第二レベル名両方の登録制限に使われる
- IP Claims
 - 登録商標で、GPMLに無いものに適用される

IRTの勧告内容(続)

- Uniform Rapid Suspension System (URS)
 - 現状のUDRPよりも早い対処を目指す
 - 中立の裁定者の決定により、DNSレコードのredirectを実施(当該ドメイン名は凍結され、登録者は事実上使用できなくなるが、移転は行わない)。
 - 問題を起こした申立人は一年間使用禁止
 - redirectを解除する申し立てる権利は保障する
 - 判断条件に議論の余地
 - 解除を決定する場合にはredirect中の損害はどう補償するか
- Post-Delegation Dispute Resolution Mechanism
 - レジストリ運用者の不正を対象

IRTの勧告内容(続2)

- Thick Whois
 - 登録者情報をレジストリに持たせる
- **申請文字列の初期評価の改善**
 - 文字列の意味や音声も考慮する
 - 詳細不明確。今後の議論。

今後の展開

多くが未確定で、今後のICANN staffの作業に委ねられた部分が多い。

まだまだ前途多難というべき状況である。

(終)